

一般社団法人 日本木材輸出振興協会旅費規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）の役員、職員又は協会の依頼を受けた者が協会の業務遂行のため、出張する場合における旅費の支給については、この規程の定めるところによる。

(旅行命令)

第2条 前条の出張は、会長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

なお、この場合別表第2「旅行命令依頼簿」により行うものとする。

2 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するときは、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「別表第2」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示するものとする。ただし、急を要するためこれを提示するいとまがない場合には、口頭より旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合は、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示するものとする。

(旅行命令等に従わない旅行)

第3条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓

料とする。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃等により支給する。

2 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、次の各号に規定する急行料金及び座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する線路により旅行する場合には、当該急行料金

(2) 座席指定料金を徴する線路により旅行する場合には、第1号に規定する急行料金のほか、当該座席指定料金

3 前項第1号の急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

4 第2項第2号の座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの。

(船賃)

第6条 船賃は、水路旅行について、路程に応じて旅客運賃等により支給する。

2 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。

以下本条において「運賃」という。)寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級又は2階級に区分する船舶による旅行の場合には、別表第1に掲げる等級の運賃

(2) 前号の場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 業務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第7条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 航空賃は、業務の性質上、旅行命令権者が特に必要があると認めた場合に限り支給する。

(車賃)

第8条 車賃の額は、鉄道以外の陸上交通機関により旅行した場合に現に支払った実質額により支給する。

(日当)

第9条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。この場合においてその旅行が、鉄道、水路又は陸路にわたるときは、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなしてこれを計算する。

(宿泊料)

第10条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第11条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに、別に食費を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(旅費の計算)

第12条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第13条 旅費計算上の旅行日程は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により、通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第14条 旅行者が第3条の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けるものとする。

(長期滞在費)

第15条 旅行者が、同一地域内に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日をこえる場合には、そのこえる日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日をこえる場合には、そのこえる日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費の概算払及び精算)

第16条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、別表第3「旅費概算または精算請求書」により行うものとする。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

なお、この場合において、精算額が概算払に係る額と同額の場合は、精算は不要とする。

(在勤地内旅行の旅費)

第17条 在勤地(都の特別区の存する全地域をいう。以下同じ。)内の旅行については、乗車券又は交通費のみを支給し、日当及び宿泊料は支給しない。

2 前項の交通費は、鉄道賃及び船賃については、その乗車、乗船に要する旅客運賃とし、車賃は現に支払った実費額とする。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第17条の2 在勤以外の同一地域(同一市町村内の地域)内における旅行については、鉄道賃、船賃又は車賃は支給しない。但し、次の各号の1に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第5条、第6条又は第8条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅費について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(旅費の調整)

第18条 旅行者が、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実績をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実績をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 職員の職務又は俸給の号俸がさかのぼって変更された場合において、当該職員が既に行った旅行の旅費については、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。

(旅行依頼)

第19条 協会の業務のため、役員及び職員以外の者に旅行を依頼する場合において、その者に対して支給する旅費については、その都度会長が別に定めるものとする。

(施行細則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(準用)

第21条 この規程に定めるもののほか、外国旅行の旅費その他旅費の支給に関し必要な事項は、国家公務員等の旅費に関し定めた法令の規定を準用する。

ただし、外国旅行に要する航空賃は、エコノミークラスとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

別表第 1

船賃・日当・宿泊料・食卓料

区 分	船賃		日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	3階級 の場合	2階級 の場合		甲地方	乙地方	
役員	中級	下級	3,000	14,800	13,300	3,000
7級以上の職務に ある者(事務局長、 <u>部長</u> 、課長)	〃	〃	2,600	13,100	11,800	2,600
6級以下 3級以上 の職務にある者	〃	〃	2,200	10,900	9,800	2,200
2級以下の職務に ある者	〃	〃	1,700	8,700	7,800	1,700

(備考)

1. 宿泊料の欄中、甲地方とは、都道府県庁所在地をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
3. 区分欄の区分における等級については、一般財団法人日本木材総合情報センター職員給与規程実施要領の別表第1「級別職務表」の等級を準用する。